

(別紙)

2010年12月1日

行政刷新担当大臣
蓮 舫 様

公務公共サービス労働組合協議会
議長 中村 讓

「各独立行政法人について講ずべき措置」の一方的決定に対する抗議と 今後の独立行政法人の見直しに対する要請

日頃の国政全般における貴職のご尽力に心から敬意を表します。

さて、独立行政法人制度は2001年に創設されましたが、法人に勤務する職員は、創設以来の事務・事業や組織、制度の絶えざる見直しに翻弄されながら、国民のニーズに応え、法人に与えられた使命を果たすために必死で奮闘してきました。

いま進められている独立行政法人の事務・事業見直しは、法人に働く労働者の労働条件や雇用に大きな影響を与えることが必至であり、公務労協や当該構成組織との十分な話し合いと合意に基づいて作業を進めることが大前提でなければなりません。

しかるに26日の行政刷新会議では、独立行政法人見直しの基本方針のみならず、個別法人の事務・事業の見直しが関係者と話し合うことなく、一方的に決定されました。こうした対応は、これまでの労使の信頼関係を根本から否定するばかりか、法人に働く労働者の権利をも否定するものであり、到底容認できるものではありません。

つきましては、個々の事務・事業の精査、法人の見直し及び雇用に係る問題については、改めて公務労協及び当該構成組織と十分な交渉・協議を行い、合意に基づいて対応することとし、下記事項に十分配慮することを強く要請します。

記

- 1 法人等の見直しにあたっては、個々の事務・事業を精査することとし、「削減ありき」で事務・事業及び法人等の廃止・民営化を行わないこと。また、国民生活の

安心・安全を脅かす事業の効率化等を行わないこと。

- 2 国の機関として直接事務・事業を実施する必要がある場合には、当該法人等を国の機関とすること。
- 3 いわゆる「天下り」ポストは基本的に廃止することとし、「官製談合」が生じないように、情報公開はもとより組織及び運営方法を抜本的に改めること。
- 4 見直しに伴って雇用問題が生じる場合は、政府として統一的な体制を確立するなど、国が雇用の承継に責任を持つこと。

以 上